

福祉用具無償貸与事業実施要領

1. 目的 この事業は、宜野座村社会福祉協議会が所有する福祉用具等貸出を行うことにより、本人の健康増進と、家族介護者の身体的、精神的な介護負担を軽減し、在宅福祉の増進を図ることを目的とする。
2. 実施主体 宜野座村社会福祉協議会
3. 対象 (1) 歩行障害または内部障害等の身体的理由により緊急的に福祉用具を必要とする人
(2) 外出等のため福祉用具の貸付を必要とする身体障害児(者)や高齢者
(3) その他、本会会長が特に必要と認めた人
4. 借用機器 介護・介助用機器
5. 利用料 利用料は無料とする。
6. 実施方法 基本的に来所による受け渡しにて、用具の貸出を行う。福祉用具貸出の際には「借用書」に必要事項を記入して提出する。
7. 返還方法 (1) 返品期日までに来所にて返却を行う。
(2) 貸与期間は1か月以内とし、延長を希望する場合は受付状況を確認し、調整・対応を行う。

附 則

この要領は、平成20年8月1日より施行する。